

## 第4章 次世代育成支援行動計画

ここでは、朝霞市で子どもたちが健やかに生まれ育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育ち・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めます。

### 基本目標 1 すべての子どもがすくすく育つまち

すべての子どもが、かけがえのない個性ある一人の人間として認められながら、それぞれの子どもが家庭や地域の中で、生きる力を育むことができるよう、教育・医療・福祉等の各分野が密接に連携し、子どもの教育・養育環境の充実に取り組みます。

また、子どもが、より多くの友達と出会い、交流することができるよう、そうした機会の提供や、地域の中の子どもの居場所づくりを進めます。

#### 施策の体系

#### 基本目標 1 すべての子どもがすくすく育つまち

##### 基本方針 1 - 1 子どもの人権の尊重のために

##### 施策の方向性

- (1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) 子どもの意見や視点の尊重
- (3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

##### 基本方針 1 - 2 特別な配慮が必要な子どものために

- (1) 障害のある子どもと保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等の支援
- (3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援

##### 基本方針 1 - 3 地域の中の子どものために

- (1) 子どもの健全な成長を支える居場所づくり
- (2) 子ども同士の交流の機会の提供

## 基本方針 1 – 1 子どもの人権の尊重のために

---

### 現状と課題

児童虐待やいじめなどの子どもが被害者となる事件は毎年増加しており、人権侵害の予防と早期発見・対応のための取組の強化が課題となっています。

本市では、平成 24(2012)年に発生した虐待による児童の死亡事例及びその検証報告を踏まえて、二度と犠牲になる児童を出さないため組織的対応の強化を図るとともに、関係機関との連携により児童虐待の早期発見や防止対策を推進してきました。児童相談所の児童虐待相談対応件数は、毎年増加しており、これは地域や子育て家庭の児童虐待に対する関心の高まりであると同時に複雑な家庭環境に育つ子どもや、子育てに行き詰まりを感じる保護者が増加していることの現れでもあります。全国でも子どもが犠牲になる事例が続いており、一層の対策が必要です。

また、子どもの人権に関わるいじめや不登校、ひきこもり状態にある子どもも増加しており、これらの子どもが抱える問題に対し家庭や学校だけでなく関係機関が連携して適切な対応を図ることが必要であり、子どもたちが安心して相談できる体制の強化も重要です。

さらに、子どもが地域の人々との交流の中で様々な経験をし、成長する環境をつくるとともに、自分の視点や意見を持ち発信したり、地域の担い手となって活躍する機会を充実する必要があります。

### 基本方針

朝霞市で生まれ、育つ子どもが、様々な経験を通して自信を身につけ、次代を担う人材として成長し、「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえるよう、地域の人たちとともに教育・保育環境の充実を図ります。

また、子どもの虐待防止のため、子育て家庭の孤立を防止するとともに、家庭内の虐待の要因となる課題を解決するため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

朝霞市の子どもが心身共に健全に成長するよう学童期や思春期における保健対策を推進するとともに、いじめ被害や不登校の児童が安心して相談できる環境をつくります。

## 施策の方向性

### (1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

#### ①児童虐待予防と防止の取組

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭の見守りや相談を通じて支援し、虐待の発生予防、早期発見・対応に努めます。また、虐待、保護者の病気など様々な事情で家庭で子どもを育てられない場合に児童相談所と協議して施設・里親利用などを支援します。

さらに、市の相談体制を強化するため、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携強化や子ども家庭総合支援拠点の整備に取り組みます。

※ 要保護児童対策地域協議会は、地域の関係機関で構成し、子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有するとともに適切な連携のもとで児童虐待等に対応する子どもを守る地域ネットワークです。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
1	<b>DV 相談事業</b>	人権庶務課
	子どもの面前でのDV（ドメスティックバイオレンス）は、心理的虐待にあたることから、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、関係機関と連携を図る。	
2	<b>要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業</b>	こども未来課
	要保護児童対策地域協議会の関係機関がより緊密な連携を図り、児童虐待等を早期に発見し迅速かつ的確に対応する。要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、調整担当者及び関係機関職員等の資質向上に取り組む。	
3	<b>児童虐待防止に関する意識の普及啓発</b>	こども未来課
	広報や駅前での啓発物配布活動などを通じて児童虐待の理解を深めるとともに通告・相談方法を周知し、また、セミナーや啓発パンフレットにより虐待防止意識の高揚を図る。	
4	<b>里親制度の周知</b>	こども未来課
	児童虐待等の事情により自宅で暮らせない子どもを預かり、保護者に代わって育てる里親制度を周知するとともに、里親の確保を図る。	
5	<b>家庭児童相談事業</b>	こども未来課
	家庭児童相談員等が、子育てに関する悩みをはじめ家庭における子どもの養育に関する相談や、子どもからの友人関係に関する悩み等の相談に対応する。	
6	<b>子ども家庭総合支援拠点の整備</b>	こども未来課
	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行う。	
7	<b>養育支援訪問事業</b>	こども未来課
	育児ストレス等により子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
8	<b>虐待防止に関する教育相談の実施</b>	教育指導課
	保健室（養護教諭）やさわやか相談員、サポート相談員、スクールカウンセラー等との連携を図り、虐待等の早期発見に努めるとともに、児童生徒を対象に相談を行う。また、教育相談主任研修会等において、虐待防止に関する意識の啓発を行う。	

## ②子どもの人権尊重の仕組みづくり

あらゆる場で子どもの人権が尊重され、子どもがいじめ等の人権侵害行為を受けることなく安心して過ごすことができるよう、子どもが利用する施設における人権擁護体制を整備するとともに、いじめ防止に係る取組を行います。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
9	<b>民生委員・児童委員活動事業</b>	福祉相談課
	地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員への支援を行う。	
10	<b>いじめ防止に対する取組</b>	こども未来課 教育指導課
	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会・関係機関が連携し、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定め、小・中学校への指導・支援を通して、取組の充実を図る。	
11	<b>施設における人権擁護等の体制整備</b>	保育課
	保育所等における子どもの人権を守るため、苦情を受け付ける窓口の設置を義務とし、周知を図るとともに、第三者評価の実施を促進する。	

## (2) 子どもの意見や視点の尊重

子ども自身が自分の視点や意見を持ち、考え、発信する力をつけられるよう教育を推進するとともに、子ども自身が自由に意見を表す場を確保し、子どもの意見がまろづくりに反映される仕組みをつくりまます。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
12	<b>朝霞“未来・夢”子ども議会</b>	市政情報課 教育指導課
	次代を担う子どもたちが、市議会の仕組みなどについて実体験を通して学ぶことにより、市政に対する理解と関心を深めるとともに、子どもたちからの提言や意見を市政の参考とするため、子ども議会を開催する。	
13	<b>「特別の教科 道徳」の推進</b>	教育指導課
	道徳が「特別の教科 道徳」として教科化するに伴い、「『考える道徳』『議論する道徳』への転換」を推し進める。 子どもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高める。	

No.	事業名・取組内容	担当課
14	<b>カウンセリングの実施</b>	教育指導課
	虐待、いじめ、不登校、犯罪の被害にあった子ども・保護者等に対してカウンセリングを実施する。	

### (3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

あさか・スクールサポーター等の配置による個に応じたきめ細かな指導の充実、外部指導者などの支援による心身向上に取り組みます。

併せて、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、「社会体験チャレンジ事業」を通して、学校と家庭、地域が連携した取組を推進します。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
15	<b>中学校自由選択制度</b>	教育管理課
	通学区域の弾力的な運用を図ることにより、中学校を自由に選択でき、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育環境の充実を図る。	
16	<b>朝霞第五中学校特認校制度</b>	教育管理課
	小規模校の活性化を図るため、市内すべての小学校から朝霞第五中学校へ進学できるよう特認校制度を設ける。 県費負担教職員に加え、教科支援員の活用により、教育の充実を図る。	
17	<b>先進校・研究推進校への視察</b>	教育指導課
	学校教育環境整備のため、教職員が先進校や研究推進校の研究発表会に参加する。	
18	<b>あさか・スクールサポーターの活用</b>	教育指導課
	市内の各小学校（3学年～6学年）及び各中学校（1学年～3学年）に合計17人を配置し、学習指導において個に応じたきめ細かな指導を補助する。	
19	<b>球技大会、陸上競技大会等の実施</b>	教育指導課
	体育授業の成果発表の場と学校間交流のため、市内小学校5学年児童による球技大会、6学年児童による陸上競技大会を実施する。	
20	<b>学校総合体育大会、新人体育大会等の実施</b>	教育指導課
	部活動充実のため、朝霞市、新座市、志木市、和光市の4市合同で実施する。	
21	<b>朝霞市地域人材活用支援事業</b>	教育指導課
	市内小・中学校の学校教育活動をさらに充実させるため、地域人材の協力により、教科等での学習、部活動を展開する。	
22	<b>学校保健委員会の実施・充実</b>	教育指導課
	保護者や教職員、学校医などがメンバーとなり、児童生徒の健康や体力に関する現状や課題について共通理解を図る。 課題を克服するための手立てや方策等について、話し合いを行う。	
23	<b>朝霞市小学校低学年複数担任制事業</b>	教育指導課
	小学校1学年及び必要に応じて小学校2学年の通常学級において、児童の学校生活への支援、学習指導、生徒指導を実施するため、学級担任の補助に従事する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
24	<b>社会体験チャレンジ事業</b>	教育指導課
	中学生に地域社会の中での様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、みずみずしい感性や社会性、自立心等を養い、たくましく豊かに生きる力を育むことをねらいとし「朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業」をキャリア教育の一環として展開する。	
25	<b>保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得</b>	教育指導課
	児童・生徒に家庭を築くための知識や技能の習得、子どもを産み育てることの意義を理解するための教育を各教科間の連携を図りながら実施する。	

## 基本方針 1 - 2 特別な配慮が必要な子どものために

### 現状と課題

子ども・子育て支援新制度の根底にはソーシャルインクルージョンの理念があり、障害のある子どもへの支援に関しても、多様な子どもの存在を前提として、すべての子どもが共に安心して暮らし、成長できる社会となることが望まれます。障害の早期発見・早期療育とニーズに応じたサービス、子どもや保護者を支える相談体制などを整え、障害のある子どもの健やかな成長と自立を支援する必要があります。

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの相対的貧困率は、平成 27(2015)年に 13.9%となり、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親家庭の貧困率は、50.8%となっており、ひとり親世帯の半数が貧困状態にあると考えられます。このような中、平成 26(2014)年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月には同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策として様々な取組が行われています。本市が実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」では、埼玉県と比較して生活困難層の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱える家庭が一定数存在することが明らかになりました。子どもの貧困は子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入など次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援に確実に取り組む必要があります。

また、本市では外国籍市民人口、外国籍児童生徒数ともに増加傾向にあり、地域の多文化共生が進んでいます。帰国子女などを含めた日本語指導が必要な児童も増加しており、生活や学習に支障が出ないよう保護者を含めたきめ細かな支援が必要です。

### 基本方針

障害の有無にかかわらず、子どもの個性を認め、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばすことができるような社会を目指します。

また、家庭環境や経済的要因等により、子どもが不利益とならず、豊かで充実した生活が営めるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

### 施策の方向性

#### (1) 障害のある子どもと保護者への支援

障害のある子どもの生活を支えるには、教育・福祉・保健・医療の関係機関が連携し、総合的に取り組む必要があります。

そのため、保健活動の一環として、妊産婦、乳幼児健診の場において障害の原因となる疾病の早期発見・早期療育に努め、「発育発達相談」等の各種相談体制を充実するとともに、親子グループでの活動等、障害のある子や保護者同士の交流機会の拡充を図ります。

また、障害の有無にかかわらず共に育ちあえるよう、保育所や小・中学校における障害のある子どもの保育や教育及び放課後の居場所の提供体制を整えます。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
26	<b>重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業</b>	障害福祉課
	重度の障害のある人・児童の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券、バス・鉄道共通カード、自動車燃料費の中から選択制により利用料金を助成する。	
27	<b>紙おむつ給付事業</b>	障害福祉課
	3歳以上の在宅の重度の障害のある人で、常時おむつを使用している方に紙おむつの給付を行う。	
28	<b>補装具の交付・修理</b>	障害福祉課
	身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、日常生活の不自由さを補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理を行う。	
29	<b>日常生活用具支給</b>	障害福祉課
	障害のある人・児童等の日常の便宜と社会適応性を図るための用具を支給する。	
30	<b>生活サポート事業</b>	障害福祉課
	障害のある人・児童やその家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録された民間団体が提供する外出、送迎などサービスに要する費用を補助し、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図る。	
31	<b>障害者週間における啓発事業</b>	障害福祉課
	障害のある人に対する理解を図るため、障害者週間において、市内の障害福祉施設の紹介及び障害のある人・児童による製作物の展示等を行う。	
32	<b>障害児通所支援事業</b>	障害福祉課
	未就学の集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童が通所し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応のための訓練などを行う児童発達支援や、小学1年生から高校3年生までの障害のある児童に対し、放課後や学校の休日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害のある児童の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスを提供する。	
33	<b>身体障害者・知的障害者等に係る援護等</b>	障害福祉課
	ケースワーカーにより、身体障害者手帳・療育手帳に関する相談、援護を行う。	
34	<b>特別児童扶養手当の支給</b>	障害福祉課
	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方への経済的支援を図るため、手当を支給する。	
35	<b>重度心身障害者医療費の助成</b>	障害福祉課
	重度心身障害者やその家庭に対して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
36	<b>障害児福祉手当</b>	障害福祉課
	身体又は精神（知的）の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し負担の軽減を図るため、手当を支給する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
37	<b>障害児放課後児童クラブ事業</b>	保育課
	6歳（小学1年生）から18歳（高校3年生）で障害のある子どもとその保護者への支援を図るため、障害児放課後児童クラブの運営を行う。	
38	<b>育成保育事業</b>	保育課
	心身の障害に関わらず、子どもたちが保育所においてともに育ちあう中で、安全で健やかに生活できるよう、園児、担当保育士に対し助言を行い、統合保育を実施する。	
39	<b>育み支援バーチャルセンター事業（発達障害児者支援体制）</b>	健康づくり課
	育み支援バーチャルセンターを設置し、発達に関して気がかりがある子どもの療育支援のため、専門スタッフ（小児科医、心理相談員等）と地域スタッフにより、巡回相談や来所型での専門相談、親子グループ等での指導や助言を行う。	
40	<b>朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談</b>	教育指導課
	障害のある児童生徒の就学に関する相談を行う。	
41	<b>朝霞市はぐくみ補助金</b>	生涯学習・スポーツ課
	心身に障害のある子どもたちとその家族への支援と理解を進める活動をする市内小・中学校の保護者団体に対し、補助金を交付し、活動の支援を行う。	

## （2）ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、個々の実情や具体的な相談内容を踏まえ、受けられる支援制度を案内するとともに、「ひとり親家庭等医療費の助成」、「ひとり親家庭への自立・生活支援事業」により、経済的な負担を軽減します。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
42	<b>ひとり親家庭への自立・生活支援事業</b>	こども未来課
	母子家庭及び父子家庭の親に、能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給する。 母子家庭及び父子家庭の親に、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格を取得するため、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	
43	<b>児童扶養手当の支給</b>	こども未来課
	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当を支給する。	
44	<b>ひとり親家庭等医療費の助成</b>	こども未来課
	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
45	<b>母子生活支援施設入所</b>	こども未来課
	母子の保護及び自立の促進のための生活支援を行う。	

### (3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、心身ともに健やかに生活し、意欲的に学習や活動に取り組み、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、また保護者が安心して生活できるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組みます。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
46	<b>生活困窮者等学習支援事業</b>	福祉相談課 こども未来課
	生活困窮家庭やひとり親家庭の環境において、学習が進んでいない中学生・高校生及びその保護者を対象に、居場所づくりや高等学校への進学、中途退学防止のための学習教室を開催するほか、家庭訪問等の必要な支援を行う。	
47	<b>生活保護進学準備給付金の支給</b>	生活援護課
	生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、生活保護世帯に属する子どもが大学等に進学した場合に、その世帯主に対して、大学等に進学する子どもの新生活立ちあげ費用として一時金を支給する。	
48	<b>ひとり親家庭への自立・生活支援事業【No.42 再掲】</b>	こども未来課
49	<b>児童扶養手当の支給【No.43 再掲】</b>	こども未来課
50	<b>ひとり親家庭等医療費の助成【No.44 再掲】</b>	こども未来課
51	<b>母子生活支援施設入所【No.45 再掲】</b>	こども未来課
52	<b>官民の賃貸住宅ストックの活用の推進</b>	開発建築課
	住宅セーフティネット法の基本方針を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の活用を推進する。	
53	<b>小・中学校教育扶助事業</b>	教育管理課
	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支給する。	

### (4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援

外国につながるのある子どもの日本語指導・支援、学習支援や就園・就学支援及び保護者等を含めた子育てや生活に関する支援を行います。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
54	<b>外国人世帯の支援</b>	各課
	外国人に配慮した子育て支援の情報提供や利用支援を行う。	
55	<b>多文化共生推進事業</b>	地域づくり支援課
	多文化推進サポーターを活用し、文章の翻訳や面談での通訳、また、外国文化を紹介する文化交流活動により他国文化への理解を深める機会を創設するなど、外国人の子どもや家族が安心して暮らせるように多文化共生の推進を図る。	

No.	事業名・取組内容	担当課
56	<p><b>日本語指導支援員の配置</b></p> <p>日本語指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する市内小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導支援員の配置を行う。</p>	教育指導課

## 基本方針 1 – 3 地域の中の子どものために

---

### 現状と課題

子どもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、知識や技能を習得するとともに、主体性や人への信頼感等を形成していきます。成長に伴い、子ども自身が視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていきますが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要となります。

乳幼児期の子どもは、保護者と一緒に安全に心身の成長と社会性の基礎を培う経験ができる活動の場が必要であり、子ども同士、保護者同士の交流も地域の活動の場の重要な役割となります。学童期は、知識や感性、集団や社会のルール等を習得する時期であり、子ども同士の関わり合いの中で社会性を身につけ、人間関係を構築します。地域の中で安全に遊べる居場所を確保するとともに、インターネットやゲームを通じた疑似的な体験が増加する社会の中で、人やもの、自然に直接触れられる体験活動の機会を増やす必要があります。

また、中学生・高校生世代にとっても、地域で多様な活動をすることができる居場所の確保や地域の活動への参加、担い手としての活動を通じて自らの個性や適性を伸ばしつつ、社会の一員として活動する機会を充実する必要があります。

### 基本方針

子どもや保護者が自発的に地域の資源を活用し、多様な経験を積みながら健康に育つよう、子どものための居場所や遊び場を整備・確保します。

また、中学生・高校生世代の利用を促進する取組の充実を図り、居場所づくりを進めていきます。

## 施策の方向性

### (1) 子どもの健全な成長を支える居場所づくり

子どもが地域社会の中で、伸び伸びとした自由な遊びの体験を通して、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう健全な成育環境を確保するため、児童館や公園の充実や学校体育施設の開放等を実施します。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
57	<b>児童館運営事業</b> 児童の健全な成長を目指し、子どもたちが安全にかつ快適に遊び、活動できるよう、子どもたちの安心・安全な居場所として児童館ガイドラインに沿った管理・運営を行う。	こども未来課
	<b>都市公園、児童遊園地の充実</b> 子どもたちが地域の中で伸び伸びと安心して外遊びができる環境づくりを進めていく。	
59	<b>冒険遊び場づくり事業（プレーパーク）</b> 子どもの居場所づくりと子どもを中心とした地域社会の活性化に寄与すること等を目的に、子どもの遊び場づくり専門職（プレーリーダー）を配置し、適切な安全管理を行いながら、子どもの自由な外遊びを促す遊び場を提供する。	みどり公園課
	<b>学校体育施設の開放</b> 小・中学校の運動場、体育館を開放し、子どもの心身の健康づくりをサポートする。	
60	<b>放課後子ども教室</b> 市内の小学生を対象に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツ活動・文化活動・地域の方々との交流活動等を行う。	生涯学習・スポーツ課
61	<b>図書館における子ども向け事業</b> 小学生以下の子どもを対象とし、良書を読む機会を提供するため、おはなし会や読み聞かせ、映画会などを開催する。	図書館

### (2) 子ども同士の交流の機会の提供

子どもが、多くの友達を見つけ、地域の人たちと交流する機会を持てるよう、地域住民の協力を得ながら、子どもを対象にした様々な教室やイベントを開催します。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
63	<b>放課後子ども教室【No.61再掲】</b>	生涯学習・スポーツ課
64	<b>市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催</b> スポーツ振興と市民の親睦、健康増進を図るため、小学生・中学生及び市民等を対象に、市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等を開催する。また、都市間交流事業として、越生町とハイキング大会を開催する。	生涯学習・スポーツ課

## 朝霞市では様々な子どもの遊びや体験の機会、居場所づくりを行っています

### ●地域の取組

地域の大人たちが青少年健全育成、子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを行っています。

- ・朝霞市青少年育成市民会議
- ・朝霞市子ども会連合会
- ・青少年相談員朝霞市協議会
- ・防犯パトロール
- ・「青少年を守り育成する家」制度 等

### ●地域の居場所づくり・地域活動への参加促進

地域で安心してのびのびと遊べる居場所づくりを行うとともに、子どもたちがふるさと意識を育み、地域の担い手として育っていくよう地域活動への参加を支援しています。

- ・児童館
- ・児童遊園地、公園
- ・図書館
- ・放課後子ども教室
- ・プレーパーク
- ・鳴子踊り
- ・子育て支援センター 等

### ●体験活動

地域の人々等とのふれあいや多様な経験を通じて子どもたちの豊かな成長を応援します。

- ・青少年健全育成ふれあい体験事業（「親子ふれあいハイキング」等）
- ・夏休みの体験活動（学習講座、ボランティア活動、料理・英語・科学・演奏活動等）
- ・農業体験 ・季節、年中行事の体験 ・文化・芸術ワークショップ
- ・博物館での体験教室 ・公民館、図書館、児童館の講座 等

### ●イベント

多様な活動への参加機会を通じて子どもたちの興味・関心を引き出し、新たな活動のきっかけづくりを行います。

- ・スポーツイベント、教室
- ・映画会
- ・クラシックコンサート
- ・子ども大学あさか
- ・ふれあい推進事業 等

## 基本目標 2

## すべての家庭が安心して子育てするまち

保護者が、妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることなく、自己肯定感を持って子育てに取り組むことができるための支援を充実させるとともに、すべての子育て世帯を地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

また、子どもの安全と、保護者が安心できる子育て環境の整備に取り組みます。

### 施策の体系

#### 基本目標 2 すべての家庭が安心して子育てするまち

##### 基本方針 2-1 すべての子育て家庭のために

##### 施策の方向性

- (1) 子育てを支える環境づくり
- (2) 家庭における子育て支援の充実
- (3) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

##### 基本方針 2-2 地域における子育てのために

- (1) 子育てネットワークの充実
- (2) 子どもの健全育成の充実
- (3) 世代を超えた子育て支援の推進

##### 基本方針 2-3 子どもの安心・安全のために

- (1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

## 基本方針 2 – 1 すべての子育て家庭のために

### 現状と課題

市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人がいない、不安や孤立感を抱えているなど子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。子育て支援や子どもの貧困対策に関する支援団体へのヒアリングでは、支援が必要な家庭ほど情報が届いていなかったり、声をあげないことが多いと指摘されており、必要な人に情報や支援を行き届かせるしくみが必要です。市からの情報提供だけでなく、市内で活動する民生委員・児童委員や子育て支援団体など多様な活動を支援し、身近な場で交流や相談、情報を受け取れる環境を充実する必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして母子保健や小児医療の確保が重要であるため、定期的な健康診査の実施や安定した小児救急医療体制の確保、医療費の補助などの支援を行っており、今後もその提供体制の充実と市民への情報提供を推進する必要があります。

### 基本方針

情報を必要とする人にとって分かりやすく入手しやすい情報提供と相談体制の更なる充実を図ります。

保護者に子育てにかかる不安や負担を軽減するよう、家庭の子育て力や教育力を高めるための家庭教育に関する学習機会・情報の提供を行います。更に、必要に応じて経済的な支援を行います。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康確保及び増進に取り組めます。

### 施策の方向性

#### (1) 子育てを支える環境づくり

##### ①情報提供の充実

妊娠中や子育て中の保護者が、必要な保健・福祉等の情報を入手することができるよう、子育て情報誌や市ホームページ、子育て情報メール、民生委員・児童委員の活動など多様な手段を通じて子育て情報の提供体制の充実を図ります。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
65	民生委員・児童委員活動事業【No.9再掲】	福祉相談課
66	子育て情報の提供 子育てに関する情報を一元化した子育て情報誌を作成し、子どものいる家庭に配布する。また、子育て情報誌の内容を市のホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、子育て情報メールで、子育て等に関する情報提供を行う。	こども未来課

## ②小児医療の確保と経済的な支援

小児救急医療体制の充実を図るため、引き続き、近隣市の病院と連携して体制を確保します。また、医療費等子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種手当や助成を行います。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
67	<b>難病患者見舞金（小児慢性特定疾患患者を含む）</b>	障害福祉課
	指定難病等の患者に対して経済的支援を行うため、指定難病医療受給者証等の交付を受けている人に、見舞金を支給する。	
68	<b>こども医療費の助成</b>	こども未来課
	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こどもに対する医療費の一部を助成する。	
69	<b>児童手当の支給</b>	こども未来課
	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する方に、児童手当を支給する。	
70	<b>小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業</b>	健康づくり課
	小児救急医療体制の充実を図るため、医師会と連携し、小児を対象に救急指定病院をローテーションして小児救急医療を実施する。	
71	<b>P T A 連合会補助金</b>	生涯学習・スポーツ課
	P T A 連合会に補助金を交付し、市内市立小・中学校P T A相互の連絡協調を図る。また、各学校のP T Aや父母と先生の会等の発展に努め、児童生徒の福祉の増進と教育の振興を促進する活動の支援を行う。	

## (2) 家庭における子育て支援の充実

家庭での教育力の向上を図るため、乳幼児を対象としたブックスタート事業や児童館における子育てサークルの活動等、親子がふれあう機会、子どもや子育てに関わる各種講座・教室の充実を図ります。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
72	<b>女性総合相談</b>	人権庶務課
	子どもが安定した家庭で生活できるよう、女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行う。	
73	<b>内職相談事業</b>	産業振興課
	内職に興味がある方や希望する方への就労支援を図るため、相談・あっせんを行う。	
74	<b>あさか学習おとどけ講座</b>	生涯学習・スポーツ課
	関係各課や企業等と連携、協力を得て、市民の学習の場として講座を提供する「あさか学習おとどけ講座」を実施する。	
75	<b>家庭教育学級の支援</b>	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル、PTA等の家庭教育学級の学習活動を支援し、子どもや子育てに関わる各種講座・教室の充実を図る。	
76	<b>家庭教育学級事業補助金</b>	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。 家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	
77	<b>家庭教育学級補助金</b>	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、市内のPTA等に準ずる団体へ家庭教育学級の開設時に補助金を交付する。	
78	<b>子育て（育児）講座</b>	中央公民館
	人間形成に大切な乳幼児期についての知識を習得し、また、同じ世代の子どもを持つ保護者同士の交流等を通して子育ての悩みや育児不安の軽減と仲間づくりを促進する。	
79	<b>ブックスタート事業</b>	図書館
	4か月健診児及び保護者を対象に、読書習慣形成のきっかけとするとともに、親子のふれあいを大切にしてもらうため、絵本の読み聞かせやブックスタート・バック（絵本2冊・小冊子）の配布を行う。	

## (3) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

妊婦健康診査や乳幼児健診等の実施により、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、精神的な負担の軽減を図るため、育児相談や栄養相談等の各種相談事業や訪問指導を推進します。

関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
80	<b>子ども家庭総合支援拠点の整備【No.6再掲】</b>	こども未来課
81	<b>子育て電話相談</b> 子育て中の保護者を対象に、子育て支援センターにおいて乳幼児の育児に関する相談を行う。	保育課
82	<b>母子保健相談事業</b> 健康の保持・増進を図るため、乳幼児とその保護者のうち、相談を希望する方に対し、妊娠期から妊娠・出産・育児に関して訪問・面接・電話等で、保健師・栄養士・助産師等が個別に相談を実施する。	健康づくり課
83	<b>栄養相談事業</b> 乳幼児期や児童期の食生活の不安等の軽減を図るため、栄養に関する相談を希望する方に対し、面談や電話による個別の栄養指導を実施する。	健康づくり課
84	<b>妊婦健康診査</b> 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧める。	健康づくり課
85	<b>母子健康教育事業</b> 健康の保持増進を図るため、母性または乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別で相談及び教育を行う。	健康づくり課
86	<b>乳幼児健康診査</b> 健康の保持増進を図るため、母性または乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別乳児（4か月・10か月）及び幼児（1歳6か月児・3歳児）に対する健康診査及び保健指導を実施する。	健康づくり課
87	<b>歯科保健事業</b> 口腔内の健全な発育・発達を促し、口腔の健康管理を図るため、乳幼児とその保護者に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、教育を行う。	健康づくり課
88	<b>各種予防接種の実施</b> 感染症の予防を図るため、子どもを対象に、定期的に予防接種を実施する。	健康づくり課
89	<b>母子健康手帳交付事業</b> 妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、子育て世代包括支援センターで妊娠の届出時に母子手帳を交付する。	健康づくり課
90	<b>未熟児養育医療費給付事業</b> 未熟児で出生した子どもとその保護者に対し、適切な医療を受けるための入院医療費の負担軽減を図るため、医療費の給付を行う。	健康づくり課
91	<b>妊娠期からの包括的な子育て支援</b> 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）で、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦に対して切れ目のない支援の実施を図る。	健康づくり課

## 基本方針 2 – 2 地域における子育てのために

### 現状と課題

現代の子育ては、核家族化や地縁的なつながりの希薄化など、家族を取り巻く社会状況の変化の中で、保護者だけで子どもと向き合い、子育てをしなければならなくなったことで困難さを増していると指摘されています。特に初めての子育てに対しては、戸惑いや不安を感じることが多いのは当然であり、強い負担感を感じることもなります。子育て中の保護者の孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てができるよう、親子が集まり交流したり、子育て経験者や子育て支援者に、気軽に相談したりアドバイスを受けられる環境をつくとともに、子どもたちが地域の中で健やかに育つことができるような環境をつくる必要があります。

### 基本方針

子育て中の保護者同士が交流を持つことで、子育ての悩みの解決、地域の子育て経験者による助言や手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワークづくりを推進します。また、子どもが多く地域住民に見守られながら健やかに育つことができるよう、交流機会の拡充や活動の支援を行います。

### 施策の方向性

#### (1) 子育てネットワークの充実

子育て中の親子の交流、仲間づくりの促進を図るため、保育所の園庭開放や子育て支援センターなど、気軽に集まれる場の充実や子育てのネットワークづくりを支援します。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
92	<b>子育て支援センター事業</b>	保育課
	子育て中の保護者と児童を対象に、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談、助言、各種事業を行う。	
93	<b>保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で</b>	保育課
	保育所の遊びを通して未就園児の子育て家庭を支援するため、公立保育所の園庭を開放する。	

## (2) 子どもの健全育成の充実

子どもの健全な育成を図るため、子ども会連合会、青少年相談員、青少年育成市民会議など、地域で子どもたちの育成を見守り、地域に根差した活動を支援します。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
94	<b>青少年育成事業</b>	こども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年健全育成啓発活動を実施する。	
95	<b>朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催</b>	教育指導課
	学校・家庭・地域社会が連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する。そのために、年1回、朝霞地区四市の生徒指導担当の運営で、児童生徒・教員・PTAの各代表が、学校や家庭の問題について取組や成果を発表する。	
96	<b>朝霞市ふれあい推進事業</b>	教育指導課
	地域における奉仕活動、体験活動等を展開し、心豊かな青少年の育成を図るとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る。	

## (3) 世代を超えた子育て支援の推進

地域の中で、子ども、保護者、高齢者の3世代が、子育てを通じて交流することで、子どもにとっては社会性や協調性を育み、保護者にとっては子育てを学び、高齢者にとっては生きがいを持てる、そのような場や機会の充実を図ります。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
97	<b>農業体験事業</b>	産業振興課
	市内の農家の協力のもと、市内在住者を対象として、都市農業への理解を深めるため、田植え・稲刈り体験、いも掘体験等の収穫体験を通じて地域との交流を図る。	
98	<b>児童館における高齢者と児童の交流事業</b>	長寿はつらつ課
	老人クラブ会員が児童館事業の伝承遊びの講師として指導することにより、世代間の交流を行う。	

## 基本方針 2 - 3 子どもの安心・安全のために

### 現状と課題

全国で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶たず、子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。本市では、地域住民の協力を得て子どもたちの見守りを行っているほか、関係機関との連携により犯罪や事故から子どもたちを守る取組を進めてきました。今後も子どもや保護者に対する防犯・事故防止教育を推進するとともに、安心・安全な地域環境づくりを推進する必要があります。

また、本市では子育て家庭をはじめとしてすべての人が利用しやすい公共施設となるようバリアフリー化を進めてきましたが、子育て家庭や子どもたちへのヒアリングで、市内には公共交通へのアクセスがしづらいエリアや、交通量が多く歩道が狭い道路など、さらに改善を望む声も出ています。今後も子どもと子育て家庭が、安心・安全に過ごすことができるまちづくりを推進する必要があります。

### 基本方針

子どもや子育て家庭に限らず、すべての人が、犯罪や交通事故等の危険や不安を感じることなく、安心して生活できるようにするため、市、地域、警察等関係機関が連携を図り、安全なまちづくりを推進します。

更に、子どもや妊産婦、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設や歩道等に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### 施策の方向性

#### (1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

##### ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

子どもが犯罪被害に遭うことがないように、地域住民の協力を得て見守りのパトロールを実施するとともに、緊急の避難所として「青少年を守り育成する家」の設置や、街中への防犯設備の設置を推進します。

併せて、万一の場合に、子ども自身が犯罪から身を守れるよう、防犯に関する教育プログラムを、学校や警察等関係機関と連携して実施します。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
99	防犯灯設置工事費補助金の交付 地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置する防犯灯に関する工事費を自治会・町内会等に補助する。	危機管理室

No.	事業名・取組内容	担当課
100	<b>防犯灯維持管理費補助金の交付</b>	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置した防犯灯の維持管理に関する費用を自治会・町内会等に補助する。	
101	<b>広報による防犯啓発活動</b>	危機管理室
	防犯に対する意識啓発のため、市広報に防犯記事の掲載、防犯研修会・防犯該当キャンペーンを実施する。また、青色防犯パトロールカーを運行し、注意喚起を行う。	
102	<b>朝霞防犯パトロール隊の認定</b>	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、防犯パトロールを実施する自主的防犯組織を朝霞市防犯パトロール隊として認定する。	
103	<b>防犯ブザーの貸与</b>	教育総務課
	小・中学生全員に防犯ブザーを貸与する。	
104	<b>通学路の安全点検</b>	教育管理課
	通学路の安全対策を図るため、毎年通学路の危険箇所について安全点検を行い、危険箇所について関係各課と協力し、整備や修繕を行う。	
105	<b>朝霞市生徒指導委員会の開催</b>	教育指導課
	生徒指導に関する実質的な課題解決のために、朝霞市生徒指導委員会を開催し、生徒指導に関しての連携を図る。学校間の情報交換をはじめ、非行・問題行動等の対策について協議する。	
106	<b>朝霞地区学校警察連絡協議会の開催</b>	教育指導課
	犯罪から児童生徒を守るため、学校と警察が連携するとともに、連絡協議会を開催する。	
107	<b>通学路等での定期・臨時パトロールの実施</b>	教育指導課
	学校付近や通学路をPTAやボランティア等が連携してパトロール活動を行う。	
108	<b>非行防止教室の実施</b>	教育指導課
	学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動等の予防・根絶を図ることを目的とし、講演会等を開催する。	

## ②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

子どもや子育て家庭が安心して外出することができるよう、交通立看板や警戒標識の設置、区画線の引き直しなど、交通環境の充実を図ります。

また、子ども自身が交通ルールを守って道路を通行するよう、関係機関との連携のもと、啓発や教室の開催を行い、正しい交通ルールの指導を行います。更に、交通安全教育を行う教職員の研修会を開催し、指導力の向上を図ります。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
109	<b>道路区画線の工事</b>	まちづくり推進課
	交通安全の確保を図るため、グリーンベルトや外側線等の新設及び摩耗した区画線の引き直しを実施する。	

No.	事業名・取組内容	担当課
110	<b>交通立看板、警戒標識等の設置</b>	まちづくり推進課
	道路交通環境の整備を図るため、交通事故発生箇所などを再点検し、交通安全確保を行う。	
111	<b>新入学児童への交通安全教育の実施</b>	まちづくり推進課
	交通事故を防止するため、新入学児童を対象に教育用信号機を使った交通安全教育を警察署員、各小学校教員が実施する。	
112	<b>保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導</b>	まちづくり推進課
	交通事故を防止するため、園児を対象にパネルシアターやビデオ上映等を行い、正しい交通ルールを警察署員が指導する。	
113	<b>交通安全運動チラシによる啓発活動</b>	まちづくり推進課
	交通事故防止、交通安全意識の普及を図るため、啓発活動を展開する。	
114	<b>自転車運転免許制度の実施</b>	教育指導課
	児童が安全に自転車に乗れるように、朝霞警察署が主体となり、市内小学校4学年児童全員に、自転車技能に関する実技と筆記のテストを行う。試験終了後、免許を発行する。	

## (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

すべての方が、安心して外出等ができるよう、歩道の整備や公共施設等における段差解消等に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

バリアフリー化対策として、公共施設等のトイレへのベビーチェアやベビーシート、授乳コーナーの設置を推進するとともに、民間施設で設置しているおむつ替えや授乳ができるスペースについて情報を提供していきます。

また、子どもの安全な学習環境を保障するため、学校施設の環境整備に努めます。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
115	<b>すべての方が利用しやすい公共施設の整備</b>	財産管理課
	ユニバーサルデザインの深化、バリアフリー化の推進を図るため、市民からの意見や要望等を踏まえ、すべての方が利用しやすい公共施設の整備・充実を図る。	
116	<b>都市計画道路整備事業</b>	まちづくり推進課
	交通を適切に処理して円滑な交通を確保するとともに、歩車道の分離や自転車通行帯の整備などを図り、歩行者や自転車の安全性の確保を推進する。	
117	<b>市道整備・道路管理の充実</b>	道路整備課
	歩行者等の安全を確保するため、主要市道に歩道を設置し、交差点改良などを推進する。	
118	<b>学校施設に対する教室等の空気検査</b>	教育管理課
	児童生徒の環境面の安全を図るため、教室等の空気検査を小・中学校5校で実施（全15校を5校毎にローテーション実施）する。また、ダニの検査を小・中学校15校で実施する。	

### 基本目標 3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、すべての保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業やライフスタイルに応じた福祉サービスの提供に取り組みます。

また、質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所・幼稚園・小学校の職員の交流や研修の充実を図ります。

#### 施策の体系

#### 基本目標 3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

基本方針 3 - 1  
教育・保育の充実のために

##### 施策の方向性

- (1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実
- (2) 放課後児童クラブの充実

基本方針 3 - 2  
ライフスタイルに応じた子育て支援のために

- (1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

基本方針 3 - 3  
教育・保育の質を高めるために

- (1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

## 基本方針 3 – 1 教育・保育の充実のために

### 現状と課題

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づき、計画的な幼児期の学校教育・保育の提供を実施しており、待機児童解消に向けて保育所等を整備してきましたが、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、待機児童の解消には至っていません。待機児童の内訳では、特に0・1・2歳の低年齢児が大半を占めており、女性就業率の上昇の傾向や潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれます。また、放課後児童クラブについても同様に入所希望者が増えており、入所保留児童が発生しています。今後も子どもが適切な保育を受け、安全に快適に過ごすことができる質を確保し、保育の量的拡充に努めます。

### 基本方針

共働き世帯の増加や育児休業を取得する女性の増加により、低年齢のうちから保育所を利用したいというニーズが高まっています。女性の仕事復帰や再就職が円滑に行えるよう、低年齢児の預かりを中心とした保育サービスの拡充を努めます。更に、小学校就学後も、安心して児童を預けることができるよう、放課後児童クラブの更なる拡充を努めます。

### 施策の方向性

#### (1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

##### ①保育所、地域型保育給付施設の整備

0歳から2歳の保育を行う保育施設の整備を促進し、低年齢児における保育の受入体制を確保します。3歳から5歳の保育の受入れ枠については、現在、不足は生じていませんが、将来的に需要の増加が見込まれるため、保育施設の整備を進め、保育ニーズに対応できるよう努めます。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
119	<b>保育事業</b>	保育課
	仕事や疾病などで、家庭において子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育所、認定こども園、小規模保育事業等での保育を行う。また、待機児童解消のため、保育施設の整備を進める。	
120	<b>認可外保育施設等利用補助事業</b>	保育課
	保育の必要性が認められた人が利用する認可外保育施設等の利用料について補助を行う。	
121	<b>家庭保育室補助事業</b>	保育課
	認可外保育施設で市と指定契約を結んだ施設（家庭保育室）に対する運営費補助を行う。また、保護者に対して、保育料軽減費補助を行う。	

## ②幼稚園の利用促進

就学前に教育を受ける機会を提供するため、新制度に移行しない幼稚園に通園する児童の保護者に対して「子育てのための施設等利用給付費」を支給します。また、低所得者等の副食費の補助を行います。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
122	<b>幼稚園事業</b>	保育課
	保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園への利用料を補助する。	

## (2) 放課後児童クラブの充実

既存の放課後児童クラブの定員の維持を図るとともに、利用者の更なる増加が見込まれることから、放課後や長期休暇中の居場所づくりを進めるために、民間事業者の活用など更なる充実に努めます。

### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
123	<b>放課後児童クラブ事業</b>	保育課
	仕事や疾病等で放課後児童を保育できない場合に、保護者に代わって放課後児童クラブでの保育を行う。また、待機児童解消のため民間事業者による整備を進める。	

## 基本方針 3 – 2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

---

### 現状と課題

保育ニーズが高まると同時に働き方やサービスの多様化により、時間外保育や休日保育、病児保育などの利用も増えています。子どもの成長、子どもの幸せを第一に考えながら、保護者が安心して子どもを預けられるよう保育の充実に努める必要があります。

子育て支援に関するアンケートでは、5年前と比較して親族や知人に子どもをみてもらえる家庭が減少しており、依頼できても負担や時間的制約を気にする傾向が強まっています。子育てと仕事の両立を目指す家庭だけに限らず、子育てをする家庭においても、ファミリー・サポート・センターや一時預かり事業など、子育て負担を軽減する支援を必要としていることから、ライフスタイルに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、支援の充実に努める必要があります。

### 基本方針

多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園や保育所との協力のもと、保育時間の延長や休日、長期休暇期間中の保育サービスの拡充を図ります。

また、子どもやその保護者の急病等突発的な保育ニーズにも対応できるよう、一時預かり事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等の提供体制を充実するとともに、医療機関と連携し、病児保育の提供体制を充実していきます。

### 施策の方向性

#### (1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

関係機関と連携し、延長保育事業（時間外保育事業）、一時預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、病児保育事業等の充実に努めます。

また、公的な保育サービスでは、対応しきれない細かな保育ニーズについては、地域との協働、ファミリー・サポート・センターの提供会員を確保することにより、柔軟に対応できる体制を構築します。

## 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
124	<b>子育て短期支援事業（ショートステイ事業）</b>	こども未来課
	保護者の疾病や仕事等により、子どもを養育することが困難になった場合に、里親宅で一時的に子どもを預かる。	
125	<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>	保育課
	子どもを預けたい人からの依頼に対して、アドバイザーが子どもを預かる人をおっせんする。 子どもを預けたい人、子どもを預かりたい人、両方をしたい人の会員登録するための説明会を開催し、受講が完了した人の会員登録を行う。	
126	<b>延長保育事業（時間外保育事業）</b>	保育課
	保育所等を利用する保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がり等に伴う、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を進める。	
127	<b>一時預かり事業</b>	保育課
	保護者の就労、病気、育児疲れ解消（リフレッシュ）等の理由により、家庭での保育が困難な小学校入学前の児童を一時的に保育する。また、指定家庭保育室で、保育所と同様に一時保育を実施している場合、保育料を補助する。	
128	<b>休日保育事業</b>	保育課
	休日に保護者の就労等で保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を行う。	
129	<b>病児保育事業</b>	保育課
	児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う。	

## 基本方針 3 – 3 教育・保育の質を高めるために

### 現状と課題

本市では、急激な保育ニーズの高まりにより保育所等の整備を進めてきましたが、同時に質の高い幼児期の教育・保育の提供に向け、保育士や幼稚園教諭に対する研修事業等により職員の資質向上を図ってきました。このような取組は継続する必要がありますが、今後、教育・保育の担い手が不足する恐れがあり、人材確保や就労環境の充実が課題となることが考えられます。

さらに、小学校就学後に学校生活に慣れることができず、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が続く「小1プロブレム」の問題が全国的に問題となっており、保育所・幼稚園と小学校との連携が求められるようになってきました。子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進し、子どもたちが小学校にうまく適応できるように、教職員の交流や情報共有などの取組を推進する必要があります。

### 基本方針

多様な子どもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育所・幼稚園・小学校の職員の研修や交流機会の拡充を図るとともに、処遇の改善に努めます。

### 施策の方向性

#### (1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

多様な子どもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭に対する研修機会を拡充します。

また、質の高い教育・保育を継続するため、教職員に対する研修機会を拡充します。

更に、保育所・幼稚園から小学校に進学するにあたり、円滑な引継ぎを実現するため、協議会の設置や保育士・教職員同士の交流機会を提供します。

年齢や性別を問わず、保育士が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努めます。

#### 関連事業

No.	事業名・取組内容	担当課
130	<b>保育士研修事業</b>	保育課
	県や関係機関等の主催する各種研修会等への保育士の派遣や、内部での研修会などを開催し、職員等の資質の向上を図る。	
131	<b>保育士等人材確保事業</b>	保育課
	市内の認可保育所や小規模保育施設における保育士等の不足解消及び放課後児童クラブ指導員を確保するため、就職を希望する方（学生・転職・再就職）を対象として、合同の保育所職員・放課後児童クラブ指導員就職相談会を実施する。	
132	<b>小学校と幼稚園・保育所の連携</b>	教育指導課
	子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校・幼稚園・保育所の円滑な接続を図る。	